

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改 作 成	了	H27.11.27
	定	H27.10.20、 H27.10.14
		H26.05.29、 H26.01.27
		H25.12.26、 H25.08.19
		H25.07.26

検討課題	5	議会からの審議会委員への派遣の取扱いについて		
区分	Ⅱ - A			
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p>		<p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	
検討内容	・派遣廃止後の各審議内容の議会での把握、関連団体との議論の場の設置			
現状分析		議論する内容		対応内容
<ul style="list-style-type: none"> 1月10日に執行部からの検討結果意見書に対し議会の意見を送付。 1月29日付で、市長より「審議会等への議会の議員を派遣しない」という議会の意見を基本的に尊重する旨の回答あり。 議員を派遣しないこととしたことから、審議会等の運営に関しチェックできないため、議会として関与する場を設置するため、亀山市農業再生協議会、農業振興地域整備促進協議会、国民健康保険運営協議会、土地開発公社、亀山市行政改革推進委員会、亀山市社会福祉協議会の6つの団体について、正副委員長会議(H25.4.23)において所管する委員会を決定。 総務委員会(亀山市行政改革推進委員会) 		<ul style="list-style-type: none"> これまでの委員派遣での議論がなくなったことで、議会として関与できるようにしたい。 予算書や決算書が提出される団体について懇談の場の設置の検討。 土地開発公社、社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバー人材センター これらの団体以外で、定期的に懇談をする団体の選定。例えば、農業関係の団体は今回の廃止で議会との懇談の場を求められている。 他に、商工会議所、自治会連合会、PTA連合会、子育て関係団体、福祉団体等。 議会報告会の広聴機能との関連も議論。 		<ul style="list-style-type: none"> 正副委員長会議で議論。 各常任委員会において、各団体との議論の場について協議。(日時、メンバー、テーマ等) 産業建設委員会が農業振興地域整備促進協議会と意見交換(平成25年8月20日) 教育民生委員会が国民健康保険運営協議会の関係で担当部と意見交換(平成25年8月27日) 教育民生委員会が社会福祉協議会の事務局と意見交換(平成25年10月10日) 協議の場のあり方についてのルールを検討。(第13回検討部会での意見) 常任委員会の年間計画を作成し、この中に各団体等との懇談の場を明記できないか 懇談会後、政策提言まで行く場合の対応は議会報告会と同様の対応を行う。(政策検討会議)

現状分析	議論する内容	対応内容
<p>教育民生委員会（国民健康保険運営協議会、亀山市社会福祉協議会）</p> <p>産業建設委員会（亀山市農業再生協議会、農業振興地域整備促進協議会、土地開発公社）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険運営協議会については、条例改正の議案に関連する内容である。 他の5つの委員会等は、議案とは関係がなく、チェックできないため、議会として議論の場を設置できないか。 3月定例会では、土地開発公社、社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバー人材センターから、事業計画書及び収支予算書が提出されている。 6月定例会では、土地開発公社、社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバー人材センターから、事業報告書及び収支決算書が提出されている。 外郭団体については、これまで議会では議論できなかった。 		<p>対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算書、決算書が議会に提出される「シルバー人材センター」「地域社会振興会」「社会福祉協議会」「土地開発公社」及び相手方から懇談の場の要請がある「農業再生協議会」「農業振興地域整備促進協議会」については、委員会で関与することを第20回検討部会で決定。（平成26年5月1日）正副委員長会議で確認することとする。 国保運営協議会、行政改革推進委員会の取り扱いについては保留することとする。（第20回検討部会） 国保運営協議会は教育民生委員会で、行政改革推進委員会は予算決算委員会で関与することを確認（平成27年8月18日 第33回検討部会） 国保運営協議会については、教育民生委員会で年1回関与することを決定。（担当部署との意見交換会）（平成27年10月5日教育民生委員会協議会） 行政改革推進委員会を予算決算委員会で関与することについて、次回の正副委員長会議で確認することとする。（平成27年10月14日第34回検討部会、平成27年10月20日第14回議会改革推進会議） 行政改革推進委員会については、予算決算委員会で関与することとする。（平成27年11月27日正副委員長会議）